

第 11 号

財産の減額譲渡について

財産を次のように減額して譲渡することとする。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

1 譲渡する財産の表示

種類	貸付の相手方	貸付年度	貸付残高	
中小企業振興資金（高度化資金貸付金）貸付債権	株式会社千興ファーム	平成12年度	46,969,000円	
		平成12年度	328,874,000円	
		平成13年度	1,274,224,000円	
		合計	1,650,067,000円	
		財源内訳	独立行政 法人中小 企業基盤 整備機構	1,237,193,000円
		県	412,874,000円	

2 譲渡の相手方 熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合

3 譲渡の目的

上記債権の貸付先である株式会社千興ファームを中核とする千興ファームグループから熊本県中小企業再生支援協議会の支援を受け策定した「事業再生計画案」により、本県に対し債権譲渡の求めがあり、上記債権を熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合に減額して譲渡するもの。

4 譲渡金額

1,283,939,588円

財源内訳 独立行政法人中小企業基盤整備機構：962,699,444円

県：321,240,144円

(提案理由)

熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合に財産を減額して譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。